

館林市立第九小学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 3 月改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第二条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ② いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ③ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ⑤ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめに対する基本認識

いじめは児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、楽しい学校生活を送れずに不登校になったり、自殺など生命にかかわる重大な事態を引き起こしたりしかねない深刻な問題である。また、最近ではインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」等が発生し、いじめを一層見えにくいものにしている現状もある。いじめは日常生活の延長線上で生じることから、個々の行為がいじめか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つて行うことが必要である。

そこで、本校ではすべての児童、保護者、地域の方々、教職員が『いじめは絶対に許されないことであり、また、いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るもの』という基本認識に立ち、

- ・ いじめの未然防止に努める。
- ・ いじめの早期発見と解消に努める。
- ・ 校内組織の充実、家庭や地域、関係機関との連携に努める。

ことに全力で取り組み、いじめを絶対に許さない学校を実現するために「館林市立第九小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめ防止の具体的な取組

(1) いじめの未然防止

①学級経営の充実

- ・児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、お互いを認め合う学級をつくる。
- ・児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団をつくる。
- ・正しい言葉遣いができる集団をつくる。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られる指導を継続して行う。
- ・児童の実態を「学校生活に関するアンケート」等の質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等の活用により把握する。
- ・担任として、自らの学級経営のあり方を定期的に見つめ直し、見通しをもって学級経営をすすめる。
- ・いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団をつくる。

②授業の充実

- ・教師一人一人がわかりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、達成感・成就感が味わえるような場面設定の工夫をする。そして、多くの児童の自己有用感や自尊感情を育むことができるように努める。

③道徳教育の充実

- ・いじめを題材として取り上げ、指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を育む授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや命、人権を大切にする指導の充実に努める。また、規範意識や集団のあり方についての学習も深める。

④特別活動の充実

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合わせる。
- ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・ロールプレイなどを行い、発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
- ・学級内のコミュニケーションの活性化、人間関係づくりのために、構成的グループエンカウンター等を積極的に取り入れる。
- ・人間関係のトラブルやいじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等を活用し、学習する。
- ・各委員会活動において、いじめ防止に関わる取組を行う。

⑤学校行事の充実

- ・米づくり等、児童が取り組むことで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

⑥いじめ防止委員（代表委員がかねる）の活動の充実

- ・児童が自分たちの問題として、いじめの予防と解決に向けて取り組めるよう、い

じめ防止委員の活動を充実させる。

- ・年2回いじめ防止集会を開催する。

⑦教育相談体制の充実

- ・学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ・いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

⑧教育活動全体を通しての取組

- ・児童に寄り添い、児童の話に耳を傾け、信頼関係を築く。
- ・「児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくり」に学校全体で取り組む。
- ・児童全員が「いじめは絶対に許されないことである」という認識がもてるように、教育活動全体を通して繰り返し指導する。
- ・縦割り活動での異学年交流や委員会活動等の活動を通して、友達とわかり合える楽しさやうれしさを実感できる力の育成と、相互交流の工夫により、コミュニケーション力を育成する。
- ・「ほうれんそうシート」や「生徒指導共有シート」の積極的な活用により、生徒指導上、特にいじめにつながる可能性のある問題点を明らかにし、学校全体で問題解決に取り組む。
- ・携帯電話やスマートフォンの使用状況に関するアンケートや携帯・スマホ安全教室を行うことで、児童の情報モラルの向上に努め、ネット上のいじめの防止に取り組む。
- ・新型コロナウイルス感染に関わる偏見やいやがらせについて積極的に取り上げ、いじめ防止に取り組む。

(2) いじめの早期発見と解消に向けた取組

①早期発見

- ・「学校生活に関するアンケート」や「心と体のアンケート」をもとにした面接、休み時間の教職員との雑談、児童の観察を通して、児童が発する小さなサインを見逃さない、表面の行動に惑わされることなく内面の感情から違和感を敏感に感じ取り、児童の悩みや人間関係を把握し、

いじめの早期発見に努める。

「学校生活に関するアンケート」：毎月実施

「心と体のアンケート」：毎週実施

面接：必要に応じて

20分休みや昼休み、放課後等の雑談や観察を通して

- ・気になる児童の様子を学年部会や児童支援会議(いじめ防止対策委員会)、職員会議等の場において情報交換し合うとともに、対策を立て、大勢の目で当該児童を見守れるようにする。
- ・見えないところでのいじめの早期発見ができるように、積極的に児童や保護者とコミュニケーションを図り、信頼関係づくりに努める。

②解消に向けた取組

- ・ いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、迅速に組織で対応する。
- ・ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で家庭と連携し、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え対応する。
- ・ いじめる児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、加害者の成長視点から指導を行う。また、傍観者の立場にいる児童たちにも適切な指導を行う。
- ・ 学校内だけでなく関係機関と連携して解決にあたる。
- ・ いじめ被害児童には、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携を図り、心のケアに努める。
- ・ いじめの事実に基づき、加害・被害の児童や保護者への説明責任を果たすとともに、いじめ解決へ向けて努力していく。
- ・ 単に謝罪を持って容易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月間）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。

(3) 校内組織の充実、家庭や地域、関係機関との連携

①学校内の組織を整え、確実に機能させる。

- ・ 「児童支援会議」が「いじめ防止対策委員会」も兼ね、定期的及び必要に応じて開催する。
- ・ 委員会メンバーは管理職、教務、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、各学年担当（いじめが発生した場合、該当担任）、特別支援コーディネーターとする。必要に応じてスクールカウンセラーの出席を求める。
- ・ 定期開催日：毎月第1月曜日の放課後を原則とする。
- ・ 開催内容：校内のいじめ対策問題の進捗状況の確認や生活アンケート結果についての情報交換や校内の諸問題等の対応を話し合う。
- ・ 学校生活アンケートを毎月第4週に回収し、その結果を踏まえていじめ防止対策小委員会（教頭・生徒指導主任・担任）を開催し、早期対応に努める。

②生徒指導主任を中心に、迅速で組織的な対応ができるよう努める。

③学校便りやホームページ、学年通信などを活用して、いじめ防止についての学校での取組を紹介したり、また、家庭の協力を依頼したりする。

④関係機関との連携により、未然防止や問題発生時の迅速な解消を図る。

- ・ 法務局人権擁護員との連携により、未然防止に関する啓発活動を行う。
- ・ いじめの内容に応じて、児童相談所や警察との連携を図り、迅速な問題解消を図る。